

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 12 千葉県	(2)市町村区分 217 柏市	(3)所轄庁区分 12000	(4)法人番号 2040005014015	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人よつば					
(8)主たる事務所の住所 千葉県 柏市 大津ヶ丘3丁目4-1-101					
(9)主たる事務所の電話番号 04-7199-7931	(10)主たる事務所のFAX番号 04-7199-7921	(11)従たる事務所の有無 2 無			
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL http://www.kashiwa-yotsuba.jp/	(14)法人のメールアドレス hombu@kashiwa-yotsuba.jp				
(15)法人の設立認可年月日 平成14年3月13日	(16)法人の設立登記年月日 平成14年3月26日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員 8-10	(2)評議員の現員 9	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円) 0		
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業				
青野 直	R3.6.1 ~ R7.6.1	2 無	1 有	2
流山市議会議員				
増岡 克彦 病院室長	R3.6.1 ~ R7.6.1	2 無	1 有	2
山下嘉人 柏市社会福祉協議会事務局長	R3.6.1 ~ R7.6.1	2 無	1 有	2
佐藤 尚文 コンビニオーナー	R3.6.1 ~ R7.6.1	2 無	2 無	1
塩原泰輔 病院相談室主任	R5.6.2 ~ R7.6.1	2 無	2 無	1
細田智子 福祉施設職員	R4.12.9 ~ R7.6.1	2 無	2 無	2
川井光廣 行政書士	R5.6.2 ~ R7.6.1	2 無	2 無	1
中村 信子 ボランティア団体役員	R3.6.1 ~ R7.6.1	2 無	2 無	2
岡山しげみ 民生委員	R5.6.2 ~ R7.6.1	2 無	2 無	1

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員 6~8	(2)理事の現員 7	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円) 2,015,000	2 特例無								
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-12)前会計年度における理事会への出席回数
佐藤勝美	1 理事長 R6.3.1 ~ R7.6.1	令和6年3月22日	2 非常勤	令和6年3月1日	社会福祉法人 常務理事	2 無				2 理事報酬のみ支給	1
秋谷正	3 その他理事 R5.6.2 ~ R7.6.1		2 非常勤	令和5年6月2日	柏市社会福祉協議会 常務理事	2 無				2 理事報酬のみ支給	3
熊木正嗣	3 その他理事 R5.6.2 ~ R7.6.1		2 非常勤	令和5年6月2日	会社経営/ 代表取締役	2 無				2 理事報酬のみ支給	3
川野優	3 その他理事 R5.6.2 ~ R7.6.1		2 非常勤	令和5年6月2日	福祉事業所施設長	2 無				2 理事報酬のみ支給	3
室山 圭史	3 その他理事 R3.6.11 ~ R7.6.1		2 非常勤	令和5年6月2日	福祉施設 職員	2 無				1 理事報酬及び職員給料ともに支給	3
安田真奈美	3 その他理事 R5.6.2 ~ R7.6.1		2 非常勤	令和5年6月2日	医療系大学 教授	2 無				2 理事報酬のみ支給	3
北田恵子	3 その他理事 R5.6.2 ~ R7.6.1		2 非常勤	令和5年6月2日	福祉団体事務局長	2 無				1 理事報酬及び職員給料ともに支給	2

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員 2	(2)監事の現員 2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円) 30,000	
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
長谷川 秀夫	司法書士・行政書士 R5.6.2 ~ R7.6.1	2 無	令和5年6月2日
古澤肇	司法書士 R5.6.2 ~ R7.6.1	6 財務管理に識見を有する者(その他)	3
		2 無	令和5年6月2日
		3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	3

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	----------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	①常勤専従者の実数 0	②常勤兼務者の実数 1	③非常勤者の実数 3
	常勤換算数 1.0	常勤換算数 1.0	常勤換算数 1.6
(2)施設・事業所職員の人数	①常勤専従者の実数 23	②常勤兼務者の実数 2	③非常勤者の実数 53
	常勤換算数 2.0	常勤換算数 2.0	常勤換算数 25.0

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	

令和5年6月2日	5	1	1	0	令和4年度会計決算報告（計算書類及び財産目録の承認） 監事監査報告 役員候補者選任決議
令和5年12月25日	9	1	1	0	決議事項無し
令和6年3月1日	9			0	理事の選任・理事辞任の審議（書面）

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和5年5月19日	7	2	・令和4年度 事業報告 ・令和4年度 会計決算報告及び監事監査報告 ・役員候補者選任（適任理由） ・評議員選任候補者の選任 ・定時評議員会の招集
令和5年6月9日	8	2	・理事長の選定 ・理事の業務分担
令和5年12月1日	7	2	・令和5年上期事業報告 ・令和5年度上期会計決算報告 ・令和5年度第一次補正予算 ・規程の改訂（給与規定・沼南荘運営規程） ・評議員の推薦
令和6年3月22日	8	1	・令和5年度第二次補正予算 ・令和6年度 事業計画 ・令和6年度 収支予算案 ・規則の改訂 ・理事長の互選

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	長谷川 秀夫 古澤肇
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特になし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称					
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）										
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				
001	よつば障害者福祉拠点	00000001	本部経理区分				本部会計					
		千葉県 柏市	大津ヶ丘3-4-1-101				2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成14年3月13日	0	0	
		ア建設費					0	143,270				
		イ大規模修繕										
001	よつば障害者福祉拠点	02130113	障害福祉サービス事業（就労継続支援B型）				B型よつば工房					
		千葉県 柏市	柏インター南11-2				1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成14年3月14日	40	5,136	
		ア建設費					0	232,180				
		イ大規模修繕										
001	よつば障害者福祉拠点	02130113	障害福祉サービス事業（就労継続支援B型）				B型青い鳥					
		千葉県 柏市	大津ヶ丘3-5-1-105				2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成19年4月1日	40	5,611	
		ア建設費					0	472,650				
		イ大規模修繕										
001	よつば障害者福祉拠点	02130112	障害福祉サービス事業（就労継続支援A型）				A型かるのこ					
		千葉県 柏市	大井1872-2				2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成23年10月1日	20	3,561	
		ア建設費					0	149,000				
		イ大規模修繕										
001	よつば障害者福祉拠点	02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）				グループホーム沼南荘					
		千葉県 柏市	大井718 ビュー大木戸1-104				2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成17年7月1日	24	14,124	
		ア建設費					0	734,970				
		イ大規模修繕										
001	よつば障害者福祉拠点	02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）				グループホーム 加-ハ-ハリス					
		千葉県 千葉市中央区	塩田町212-2 コーポグリーンA103				2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成18年4月1日	18	4,810	
		ア建設費					0	417,360				
		イ大規模修繕										
001	よつば障害者福祉拠点	02130501	地域活動支援センター				地活センター 加-ハ-ハ 柏					
		千葉県 柏市	松ヶ崎749-2				2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成20年4月1日	19	1,510	
		ア建設費					0	81,000				
		イ大規模修繕										

Table with 2 main rows (001) and 3 sub-rows each, detailing financial data for '計画相談支援' and '障害福祉サービス事業'.

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

Table with 8 columns: ①-3事業類型コード分類, ①-4実施事業名称, ②事業所の名称, ③事業所の所在地, ④事業所の土地の保有状況, ⑤事業所の建物の保有状況, ⑥事業所単位での事業開始年月日, ⑦事業所単位での定員, ⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年).

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

Table with 8 columns: ①-3事業類型コード分類, ①-4実施事業名称, ②事業所の名称, ③事業所の所在地, ④事業所の土地の保有状況, ⑤事業所の建物の保有状況, ⑥事業所単位での事業開始年月日, ⑦事業所単位での定員, ⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年).

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

コロナ禍であつたが以下の事業を行った。
リーダー会議・サビ管会議のリモート併用開催。
ホームページの刷新・チラシの活用で広報活動に力を入れた。
市民向け啓発講演会の主催。
利用者アンケートの実施
内部研修 年2回実施

11-2. 地域における公益的な取組 (地域公益事業(再掲)含む)

Table with 3 columns: ①取組類型コード分類, ②取組の名称, ③取組の実施場所(区域), ④取組内容.

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額 (円) 0

(2) 社会福祉充実計画の策定の状況

Table with 4 columns: ①事業名, ②事業種別, ③事業内容, ④事業内容(記述), ⑤計画における事業費のうち社会福祉充実残額財源の合計(円), ⑥⑤のうち今会計年度以降の合計(円).

(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業) (円) 0
②地域公益事業 (円) 0
③公益事業 (円) 0
④合計額(①+②+③) (円) 0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間 ~

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

Table with 2 columns: (1)積極的な情報公表への取組 (任意事項の公表の有無, ⑦事業報告, ⑧財産目録, ⑨事業計画書, ⑩第三者評価結果, ⑪苦情処理結果, ⑫監事監査結果, ⑬附属明細書), (2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況 (①事業運営に係る公費(円), ②施設・設備に係る公費(円), ③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円)), (3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について (施設名, 直近の受審年度).

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	04 税理士法人
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	勝畑元宏税理士事務所
③業務内容	イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
④費用〔年額〕（円）	1,369,411
(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
①所轄庁から求められた改善事項	特になし
②実施した改善内容	特になし

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

16. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称

柏市社会福祉法人等ネットワーク

法人単位資金収支計算書
(自)令和 5年 4月 1日(至)令和 6年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	就労支援事業収入	50,913,000	49,503,952	1,409,048	
	障害福祉サービス等事業収入	269,455,000	271,052,235	△ 1,597,235	
	経常経費寄附金収入	1,260,000	900,000	360,000	
	受取利息配当金収入	0	506	△ 506	
	その他の収入	5,234,000	5,246,110	△ 12,110	
	事業活動収入計(1)	326,862,000	326,702,803	159,197	
	支出				
	人件費支出	183,651,000	185,078,409	△ 1,427,409	
	事業費支出	63,357,000	64,827,081	△ 1,470,081	
事務費支出	24,502,000	26,077,884	△ 1,575,884		
就労支援事業支出	49,737,000	50,141,936	△ 404,936		
事業活動支出計(2)	321,247,000	326,125,310	△ 4,878,310		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	5,615,000	577,493	5,037,507		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入	400,000	400,000	0	
	施設整備等収入計(4)	400,000	400,000	0	
	支出				
	固定資産取得支出	660,000	660,000	0	
施設整備等支出計(5)	660,000	660,000	0		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 260,000	△ 260,000	0		
その他の活動による収支	収入				
	長期貸付金回収収入	55,000	55,000	0	
	その他の活動収入計(7)	55,000	55,000	0	
	支出				
	長期貸付金支出	101,000	101,300	△ 300	
その他の活動支出計(8)	101,000	101,300	△ 300		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 46,000	△ 46,300	300		
予備費支出(10)		—			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	5,309,000	271,193	5,037,807		
前期末支払資金残高(12)		106,585,876	△ 106,585,876		
当期末支払資金残高(11)+(12)	5,309,000	106,857,069	△ 101,548,069		

法人単位貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	113,249,302	112,129,735	1,119,567	流動負債	4,657,890	3,325,104	1,332,786
現金預金	51,433,395	46,190,733	5,242,662	事業未払金	519,750	237,993	281,757
事業未収金	33,648,650	38,884,887	△ 5,236,237	預り金	852,707	845,152	7,555
未収金	4,573,246	4,850,180	△ 276,934	職員預り金	3,285,433	2,241,959	1,043,474
未収補助金	11,809,595	9,997,502	1,812,093				
貯蔵品	528,706	707,891	△ 179,185				
商品・製品	1,127,647	1,629,892	△ 502,245				
原材料	606,696	588,863	17,833				
立替金	1,229,853	1,228,973	880				
前払金	6,391,315	6,150,615	240,700				
仮払金	1,900,199	1,900,199	0				
固定資産	34,283,223	38,582,302	△ 4,299,079	固定負債	4,417,000	4,600,000	△ 183,000
基本財産	11,755,858	13,367,560	△ 1,611,702	長期預り金	4,417,000	4,600,000	△ 183,000
建物	9,755,858	11,367,560	△ 1,611,702	負債の部合計	9,074,890	7,925,104	1,149,786
定期預金	2,000,000	2,000,000	0	純資産の部			
その他の固定資産	22,527,365	25,214,742	△ 2,687,377	基本金	27,753,732	27,753,732	0
建物	15,217,460	17,441,673	△ 2,224,213	第2号基本金	27,753,732	27,753,732	0
車輛運搬具	13	66,179	△ 66,166	国庫補助金等特別積立金	3,063,040	3,483,448	△ 420,408
器具及び備品	706,972	1,150,270	△ 443,298	その他の積立金			
長期貸付金	46,300	0	46,300	次期繰越活動増減差額	107,640,863	111,549,753	△ 3,908,890
差入保証金	2,165,531	2,165,531	0	(うち当期活動増減差額)	△ 3,908,890	△ 5,021,085	1,112,195
長期前払費用	1,005,608	1,005,608	0				
その他の固定資産	3,385,481	3,385,481	0	純資産の部合計	138,457,635	142,786,933	△ 4,329,298
資産の部合計	147,532,525	150,712,037	△ 3,179,512	負債及び純資産の部合計	147,532,525	150,712,037	△ 3,179,512

本 部 事 業 報 告

所在地・電話 千葉県 柏市 大津ヶ丘 3-4-1-101

電話 04-7199-7931

開所日数 : 5 日/ 週

開所時間 : 8 時間/日 9:00 - 18:00

職員体制

氏 名	職 種	勤務形態	勤務日数
小池 和雅	事務局長	常勤	週 4 日
吉田 満	事務局員	非常勤	週 4 日
奥山 明美	事務局員	非常勤	週 4 日
光永由美子	事務局員兼務	非常勤	週 2 日

☆ 令和 5 年度事業方針

社会福祉法人として社会に必要な事を第一に努める。

・制定された5か条の理念に基づき法人運営を目指していく。

(1)適切な支援の出来る福祉職員へのスキルアップをバックアップする。

(2)魅力ある施設づくり。

(3)職員の年齢分布の正常化。

(4)地域にとって不可欠な団体であること。

2. 事業報告 (総括)

新型コロナは5類に移行して事業も平常に戻りつつある。

令和5年度は役員改選の年であり理事・監事の大幅な変更があり、評議員も退任・就任があった。また勝本正實理事長の辞任の申し出があり退任され、佐藤勝美理事長が 3 月 22 日の理事会で就任された。令和5年度新しく就任された役員・評議員各位を含め法人運営を通年度通り進めることが出来た。

事業においては「サポートセンターよつば」の相談員 2 名が退職し、相談員の補充が出来ず、サポートセンターは 2 月より休止とした。青い鳥管理者・サービス管理責任者が 3 月 31 日付で退職した。青い鳥の管理者(3 月)サービス管理責任者(2 月)の採用を行い青い鳥の運営を続けられた。国の最低賃金の上昇と物価高騰により職員の賃金アップを実施した。

事業所収入は事業所によりばらつきはあるが法人全体として黒字を見込める。

一方、令和6年度は報酬改定があるものの職員賃金や事業費の上昇が予測され、現状に合わせた法人経営計画策定を行っていく。

3. 事業報告 (中期計画・重点目標に対する取り組み)

2023 年からの3か年計画に基づき 2023 年度に重点目標として以下を実施した。

利用者の個別支援計画に基づく支援を、職員間で共有し実践する事を各事業に徹底した。

職員間で情報の格差が生じないように、情報の周知や報告・連絡・相談を徹底する事を目指

し、職員間の連携が取れる事業所づくりに努めた。 ウェブ研修システム(サポーターズ・カレッジ)を継続契約し気軽に職員が勉強できるシステムを提供してきたが、利用率の低迷が続く、今年度で終了する。次年度は Zoom・対面等の外部研修の受講を呼び掛ける。

令和5年度は以下の事項を行った。

- ① 法人理事長・理事(就任・退任)・監事(就任1名・退任1名)・評議員(就任4名・退任2名)の大幅な交代が行われた。
 - ② 理事会・評議員会の開催。(理事会 5回、評議員会 2回)
 - ③ 啓発講演会の開催。8月斎藤環筑波大教授、2月柏社会福祉協議会職員加藤昇氏(成年後見制度)を講師としてアミュゼ柏クリスタルホールを会場として開催した。
 - ④ 大学・専門学校の実習生の受け入れ。
 - ⑤ リーダー会議 12回・サービス管理責任者連絡会 12回のリモート併用開催。
 - ⑥ 苦情委員会 年3回 実施
 - ⑦ ホームページのオンタイムのアップデートを実施した。
 - ⑧ 新卒採用の試みとして近隣大学に求人を行った。採用はできなかったが次年度も継続して実施する。9月に人材紹介会社を通じ面接を行い、1名 20代職員(社会福祉士)を採用した。(10月より勤務開始)
 - ⑨ 青い鳥管理者・サービス管理責任者・相談支援専門員2名の退職があったが2名の管理職経験者を採用をした(1名は70才以上の為理事会承認済み)。職員の育成が出来る管理職員を採用したことにより事業の混乱を防げた。
 - ⑩ 地域との関わりについては柏市社会福祉法人等ネットワーク設立・柏市はたらく部会・柏市精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム推進会議・むすぶ会・大津ヶ丘商店会・ちばAネットなど行政等主催の連絡会や行事等に参加し協力した。
 - ⑪ よつば だよりの(隔月)継続発行
⇒ 柏周辺の事業所への配布による情報の発信と家族会・役員・評議員各位への配布による情報共有が図られた。
 - ⑫ 利用者アンケートの実施・職員アンケートは令和5年度は未実施。
 - ⑬ NPO 法人権利擁護あさひと意見交換を行った。
 - ⑭ 内部研修(zoom) 年2回実施 新職員研修1回
- 以上、事業計画に組まれた事業・年間運営事項を実施した。

その他の事項

令和5年度は7名の正規職員の退職があり、法人運営に影響があった。

職員配置と職員の新規採用補充とを行い。事業運営を行った。

休止した相談事業職員の補充は令和6年度9月までに採用を行い、相談事業所の再開をしたい。

今後の法人運営に欠かすことのできない職員育成のプログラムを多方向から令和6年度は検討し実施したい。

(特記) 馬主協会よりかるのこ自動ドアの交換費用として40万円の助成を頂いた。(総事業費66万円)

法人全体の報告

・職員数

令和6年3月31日現在 79名

正規職員 11 人

契約職員(夜勤含む)65人(シニア職員27人含む)

ボランティア様 援助 (延べ人数)

ハートシップ 個人

工房	100	
青い鳥	178	63
クローバ柏	100	
かるのこ		40
クローバーハウス		1

職員研修参加講座数(内部研修・外部研修)

本部	12
かるのこ	11
よつば工房	6
青い鳥	6
クローバ柏	5
沼南荘	3
クローバーハウス	4
サポートセンター	

他 Zoom・サポカレ受講

登録利用者数 令和6年3月末 平均利用(人)

かるのこ	22	15.1/日
よつば工房	33	23.7/日
青い鳥	37	14.8/日
まーる沼南	13	7.4/日
クローバ柏	25	6.7/日
沼南荘	36	入居数
クローバーハウス	13	入居数
サポートセンター	(87)	相談登録数(12月)
合計	179 相談除く	

事故・苦情・ヒヤリハット

	件数
事故	10 (車両事故3)
苦情	2
ヒヤリハット	25
虐待	0
身体拘束	0

社会福祉法人よつば 定款

柏市大津ヶ丘 3-4-1-101

TEL・FAX 04-7199-7931

(令和 6 年 6 月 20 日)

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫されることにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- ① 障害福祉サービス事業の経営
- ② 地域活動支援センターの経営
- ③ 相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人よつば という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の経済的に困窮する者などを支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を 千葉県柏市 に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 8名以上 10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選定委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、監事 1名、事務局員 1名、外部委員 3名の合計 5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。但し、外部委員の 2名以上が出席し、かつ、外部委員の 1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後 4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は全て非常勤とし報酬等は支給しない。ただし、その職務を執行するために要する費用は「役員等報酬及び費用に関する規程」による。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5～6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

- 2 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任す

ることとする。

- 5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事は業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 役員に対して評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「管理者等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 管理者等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 千葉県柏市柏インター南11-2所在の木造平屋建一棟

(232.78 平方メートル)

(2) 定期預金 2,000,000円

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資を言う。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるものの他、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援すること等を目的として公益事業を行うことができる。

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届けなければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人よつば の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 一. この定款は、平成14年3月13日から施行する。
- 一. この定款は、平成15年6月27日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成16年4月 1日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成17年3月21日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成17年5月30日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成18年3月26日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成19年3月24日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成19年9月21日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成20年4月 1日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成24年4月 1日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成24年10月1日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成27年11月21日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成29年4月 1日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成29年11月24日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、令和 1年 7月28日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、令和 2年 1月14日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、令和 6年 6月20日に一部変更し施行する。

社会福祉法人 よつば 役員等報酬及び費用に関する規程 (Rev.1)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 よつば(以下「本法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等(評議員・評議員選定委員)の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員、評議員選定委員をいう。
- (3) 報酬等とは、法人と委任関係にある 役員の職務執行の対価として支払われるものである。
- (4) 費用とは、評議員、評議員選定委員の職務の遂行に伴い発生する 食卓費、交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬または費用)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、別表1のとおり報酬または費用を支給するものとする。

(会議・監査等への出席費用)

第4条 非常勤の理事長に対する報酬の額は 週2日以上職務遂行を行うものとし、その責任に対する対価として別表1に定める。

- 2 非常勤の理事長以外の役員、評議員、評議員選定委員には理事会、評議員会、監査等への出席など職務の責任に対する対価として別表1に定める額を支給する。

(出張旅費)

第5条 役員等がその職務のため出張をする場合の交通費は、その実費を弁償する。

但し、自由席、エコノミークラス利用とする。

(支給方法)

第6条 役員に対する報酬は本人の同意を得た上で、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 評議員、評議員選定委員に対する費用は、その都度支給する。

(適用除外)

第7条 職員(従業者)を兼務する役員等は、職員としての業務を除く法人職務に限りこの規程を適用することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行うものとする。

別表 1

役職名	報酬額	費用額
理事長	月額 160,000 円	
理事長以外の理事、監事	会議出席毎 5,000 円	
評議員、評議員選定委員		会議出席毎 3,000 円

附則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。(Rev.0)
2. この規程は、令和 1 年 6 月 21 日に改定し、同 7 月 1 日から施行する。(Rev.1)